琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島情況雑件 第二巻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 財産、請求権の処理問題, 鉱業権, 岩崎与八郎, 九州電力K・K, 奄美大島, 北緯三十度以南, 南西諸島、南方諸島及び南洋群島, 信託統治地域 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43869

(8)
信託統治地域関係

A' 3.0.0.7

※ 沖縄、小笠原及び太平洋諸島米国信託統治地域関係

(一) 小沖縄、小笠原の管轄権の返還交渉

これら諸島の管轄权の返還については機会ある毎に米側の好意的配慮を要望している。とくに小笠原に関しては、旧住民の帰島問題に関する米側の財政上又はセキユリテイ上の複雑な問題があるのにかんがみ、一歩進めて、米側において軍事上必要欠くことのできない島岸のみを残し、現に軍事上利用していない島岸につき奄美群島に関してとつたと同様の措置をとるよう要望している。

本件に関しては、八月下旬渡米中の重光大臣よりも直接ダレス国務長官に対し申し出たが、米側としてはわが方要望を直ちに考慮することが困難との現状である。

(二) 小笠原旧住民の帰島問題

昭和十九年日本本土疎開を余儀なくされた小笠原諸島旧住民七千余名のうち欧米系の祖先を有する一三五名のみは昭和二十一年十月に帰島を許されたが、その他のものは未だ帰島が許可されないので、これらのものは本来の生活の根拠を求めて帰島を熱

三六

11/30

本件に関しては、昭和二十一年八月末渡米した重光外務大臣がワシントンにおけるダレス国務長官との第三回会談の際同長官の好意的配慮を要請したが、その後十月十五日小笠原島、硫黄島帰郷促進連盟代表者及び衆議院議員福田篤泰氏等一行四名の陳情団が渡米し、早期実帰郷実現のために米国の関係当局に直接説明を行った。

約一月にわたり

右は本問題に対する米側の理解を深める上に相当の効果が認められ、この際帰島に関する具体的計画、資料を具して改めて対米申入れ方準備中である。

外務省

望している。

本件帰島問題は、小笠原に対する管轄権、返還問題ときり離し、米側に対し旧住民の日本本土における生活の事情等をくり返えし説明するとともに、欧米系住民のみの帰島を許したことは、人種的差別待遇の印象を与える惧れある点を強調し、若し全部の帰郷が直ちに困難であれば、差当り帰島を許可する人数及び帰島する地域を限定して試験的にでも帰島を許すよう折衝を重ねている。

(三) 小笠原旧住民に対する補償

昭和二十九年初め小笠原旧住民は、本土引揚以来帰島ができないために蒙っている損害（現地に有する土地等の使用が不可能になり、又現地において漁業ができなくなったために蒙っている農水産業上の損失その他）の補償の要求（約八億二千万円）を政府及び国会に対して行った。

右は米側が帰島を許さないので財産権を行使し得ざる状態に置かれていることに基く私有財産権に対する一種の制約であるので、小笠原の返還ないし旧住民の帰島に悪影響を及ぼさない限り、出来れば米側から補償を受けたいとの趣旨にて（非公式）折衝を行っている。

(四) 沖縄における軍用地収用その他の米民政問題

一月十二日、東京の自由人権協会が沖縄における米軍用地の使用及び収用に伴う土地賃借料の問題、人民党事件の裁判等にからむ人権問題、軍作業労務者の低賃金問題等米国の沖縄施政に関する調査結果なるものを朝日新聞に発表し、これに対しては十六日米極東軍司令部が反論を行い、世論に多大の反響を呼びおこした。

特に沖縄における米軍使用地四〇、〇〇〇エーカー（別に一二、〇〇〇エーカーを追加使用せんとしている。）の賃借料は、土地所有者が要求している坪当り年間一九、〇九B円に対し坪当年間二、一九B円が払われているにすぎず、かつ、米側は賃借料の問題を一挙に解決せんとして地価の一括払による無期限の地上権設定を行わんとしていることに対する関係住民の反対等の向題が大きくなったので、四月七日在米井口大使を通じ、又四月二十八日沖縄に赴任するスティーブス総領事に対し、賃借は一年毎長くとも五年の契約により行うこと、賃借料の外に建物、立木その他の物件に対する補償を充分に考慮すること及び土地の収用に琉球政府を通じて行うこと等に関するわが方

の要望を米側に伝え、善処方を要請した。

比嘉琉球政府行政主席一行六名は五月下旬訪米、六月八日下院軍事委員会において一括払方式に反対であり、毎年適正な賃借料が支払われることを希望し及び新規収用に反対する旨並びに現地に調査団が派遣されることを要請した。右の結果、下院軍事委員会は十四日、地代一括払による無期土地使用权設定の案を一応棚上げし、琉球住民の要請に好意的配慮を加えるためその調査団を[illegible]沖縄に派遣することを決定した。

同委員会の意見を要請した結果、同

(五) 南洋群島関係財産及び請求权の処理

平和条約第四条(a)の規定に基く本件特別取極めについては、目下東京において日米関係係官間に交渉中である。

(六) 南洋群島における邦人事業活動の再開

戦前南洋群島において各種の事業を経営していたわが国商社は、同地域における漁業及びこれに附随する諸施設の運営、ボーキサイト及び燐鉱石の採掘、コブラ集荷と生活物資の販売、精糖等の各種経済活動を行いたいとの希望を有しているので、これらの経済活動は同地域の資源開発と現地住民の福祉増進に寄与し、日米双方の利益に

役立つことをのべて本件に関する米側の好意的配慮を要望している。

なお、木下商店は米国のパマロイ社の下請会社パシフイック・セントラル・トレーデイングとの間の契約（パラオ地区三〇、〇〇〇屯の沈船を引揚げ、屯当り五ドルにて購入して日本に輸入することになっている。）に基き、右の引揚を七月より開始している。

A'3.0.0.7

四

1)

公館長令後（一九五四年一月）田次科として抱きます。

沖縄、小笠原及び太平洋諸島信託統治関係。

（一）沖縄、小笠原の管轄权の返還交渉。

沖縄及び小笠原

諸島の管轄权の返還については、昭和三十年八月下旬、渡米中の重光外務大臣より直接ダレス国務長官に対しわが方の希望を申れ、米側の好意的配慮を要望しており、昭和三十一年六月衆議院において両諸島の施政权返還の決議を行ったので、その旨を米側に伝達しているが

外務省

2)

米側としては、両諸島は自由世界の安全保障にとって決定的な戦略的重要性をもつので引続き管理を継続すると

の立場を繰返しており（本年年頭の予算教書）、わが方要望が直ちに考慮することは困難な現状である。

（二）小笠原旧住民の帰島問題

終戦前日本軍の命により、さらに一部は終戦後米国占領当局により強制的に日本本土に引揚げさせられ

外務省

た小笠原諸島の旧住民七千余名のうち欧米系の祖先
を有する一三五名のみは昭和二十一年十月帰島を許された
が、その他のものは未だ帰島が許可されないので、本来の
生活の根拠を求めて帰島を熱望している。
政府としては、右帰島実現のため従来とも米国政府に
要請しており、昭和三十年十二月在京米国大使あて公文を
もって、小笠原島帰郷促進連盟作成にかかる帰郷

要請者名簿及び帰郷に関する具体的資料を具し、
米国政府がこれらの資料をも検討の上島民の希望が
速かに実現されるよう、並びに、もし全部の帰島が困難
であれば差当り帰島を許可する人数及び帰島する地域を
限定して試験的にでも帰島を許すよう要請している。
右申入れに対し、米側においては昭和三十一年二月初旬国務、
国防両省間の会議を開催して検討が加えられたが、

[illegible]

米大使を通じ[illegible]努力を払ったが、同会議の結果[illegible]特別の進展をみるに至らなかった。

なお、昭和三十一年十二月中旬グレス国務長官及びロバートソン国務次官補の来日に際し重光大臣より、さらに要請が行われたが、本問題の早期解決[illegible]は困難[illegible]

[illegible]

外務省

三、小笠原住民に対する損失補償

本件損失補償については帰島問題との事実上の関連性に鑑み、旧住民の帰島に悪影響を及ぼさない限り、米側から補償を受けたいとの趣旨にて従来より米側当局に対し、非公式に折衝を行ってきたが、同住民の帰島実現の見透も困難となったので、昭和三十一年十二月在京米大使あて公文をもって、同住民が蒙っている損失に対し、米国政府が相当

外務省

7)

の補償を行うよう要請する旨正式に申入れを行った。

右補償要求の内容は対日平和条約発効後の昭和二十七年五月より昭和三十年十二月末日迄において同住民が米側当局より同諸島への帰還を認められないために同諸島において所有する权利を行使し得ざる結果蒙っている農業、漁業、山林原野及び定地の損失（関係遺失で、その損失補償要求）額は九六一、三六二、七九三円である。

8)

尚、（なお）政府は昭和三十年九月十四日、本件損失補償の国内措置として、小笠原帰島の保進並びに同島住民に対する見舞金支給に関する（概要）左記（概要）の閣議決定を行った。

一、見舞金は三十一年度において四十万円の範囲内で支給し、これをもって打切る（三十年度分は九千九百万円支給）。

二、対米損失補償請求权は引続き強力に推進するが、米側より損失補償又は見舞金を受けたる際は前記見舞

金を国に帰属せしめる。

相当額はこれを

(四) 沖縄の土地問題

(1) 沖縄住民はかねて米軍による土地収用に対し

いわゆる軍用地問題解決のための四原則を掲げ米側

の措置に強く反対を

に対処していたところ昭和三十一年六月十三日にいわゆ

るプライス報告書が発表されるや沖縄現地における

住民の反対は熾烈となり政府は在京米大使館

及び在米日本大使館を通じ米国政府に対し沖縄住民

(地料の一括払反対、適正地料、損害の完全補償、新規掲収反対)

(11)

の四原則の要望を伝え真剣にこれを考慮するよう

数次にわたって要請した。その結果米側としても

プライス報告の大枠は崩さないにせよ

プライス報告

これを即時

実施することはやめ現地の土地事情につき全面的再

検討を行った上土地価格ないし土地借料の算定を

行い他方移住地の選定投資収入の途を開く計画に

つき検討中の模様である。また地代も従来の平均三倍

(12)

に引上げた。しかしワシントンよりの情報によれば

米政府は長期使用の土地については所有権は取得

せざるも期限を特定せざる無期限使用権の取得を

依然固守しおるとの情報があるので米側に対しもし

米側が右のような考え方をしていると せば問題の解

決は困難であり契約は必ず有期限とし且つ一括払

を避け分割払とすることが絶対必要なることを強調

外務省

(13)

している。

なお米側は沖縄住民の平和条約発効前の土地使用等に対する補償方要請に対し平和条約第十九条(a)項を根拠にこれを拒否したため住民は日本政府に対し約百七〇億円の補償方要請している。

右補償問題の根拠となる平和条約第十九条の解釈については、まだ関係官府の間に意見の統一をみない侭に

外務省

(14)

なっている。

外務省

(1)

(五) 琉球近海における沈船処理

琉球における難破船及び難破賊産処理に関し、琉球列島米国民政府は昭和三十年一月十一日布令第一四二号を公布し、琉球政府が公示した沈船について一定の告示期間終了後、一二〇日以内に所有者が所有权確認のクレームを提起しない場合、又はクレームを提起した場合においても、六十日の期間内に撤去しないときは、これを放棄賊産と見做し琉球政

(若くは民政官によって許可される一定)

を行の着手し行かない

(16)

府において処分出来る旨を明らかにした。琉球政府は同年二月九日以降右布令に基き沈船十隻に関する公示を行ったので、わが方は国有船三隻、民有船五隻についてそれぞれ所有权確認のクレーム及び沈船引揚許可の申請を同民政府あて行ったが、本件は国有石船船の所有权帰属の問題を含めワシントン米側当局において検討中の趣きで、米民政府は現在迄何等の回答を行っていないが、

関係方面よりも本件処理の早期解決を要望しているので、若干の
考慮は到底を琉球側に分與する等の案により解決すべく
努力している

六 旧沖縄県在住者の有する日本國政府の戦前の為替貯金及び保険年金払戻処理

北緯二十七度以南の南西諸島（旧沖縄県[illegible]）の在住者に対する、同諸島における日本國政府郵便組織の戦前の債務処理のため「奄美群島に関する日本國とアメリカ合衆國との間の協定」第三条第三項に規定せられた日米両國政府間の金銭関係の債权債務の一括相殺計算

により決済を行ふ。米国政府より回償券を償却者に対し
早急に支払うよう要請する旨（昭和三十年）、日本在京米大使館より
日本書をもつて申入れ[illegible]ことのべ、本件（[illegible]）償券処理に関す
る日米[illegible]（[illegible]）に再進されるものと[illegible]。

外務省

即損失が生じた場合（[illegible]）補償を要求する权利を留保する

（昭和三十年春）
[illegible]

同年八月二十四日米国[illegible]防省及び米国原子力委員は実験の
最後の爆発を終了し[illegible]、八月十一日同委員会はシヨ
ニウムトウ爆発領水を除く実験場の立入禁止は解除した
旨を発表した。日本政府は、[illegible]、米国政府に対し
右実験実施並びに[illegible]区域設定による実質的、全済
的損失が生じた場合（[illegible]）補償を要求する权利を留保する

外務省

21)

旨を申入れこゝるので、~~本件補償要求に関する~~損失の種類、損失額及びその算定基礎資料等を~~関係各省~~整備中である。

~~[illegible]~~提出したが、~~[illegible]~~米国に対し、右損失補償の~~[illegible]~~を行うべきである。

外務省

22)

〇 南洋群島関係財産及び講和校の処理

平和条約十四条(a)の規定に基く本件~~処理~~(特別)取扱については、昭和二十九年十月より在京米大使館との間で交渉を再始し、米国案及び日本国~~対~~案の提示がなされたが、双方の主張に大きな隔りがあるため、交渉は目下中絶の状況である。

外務省

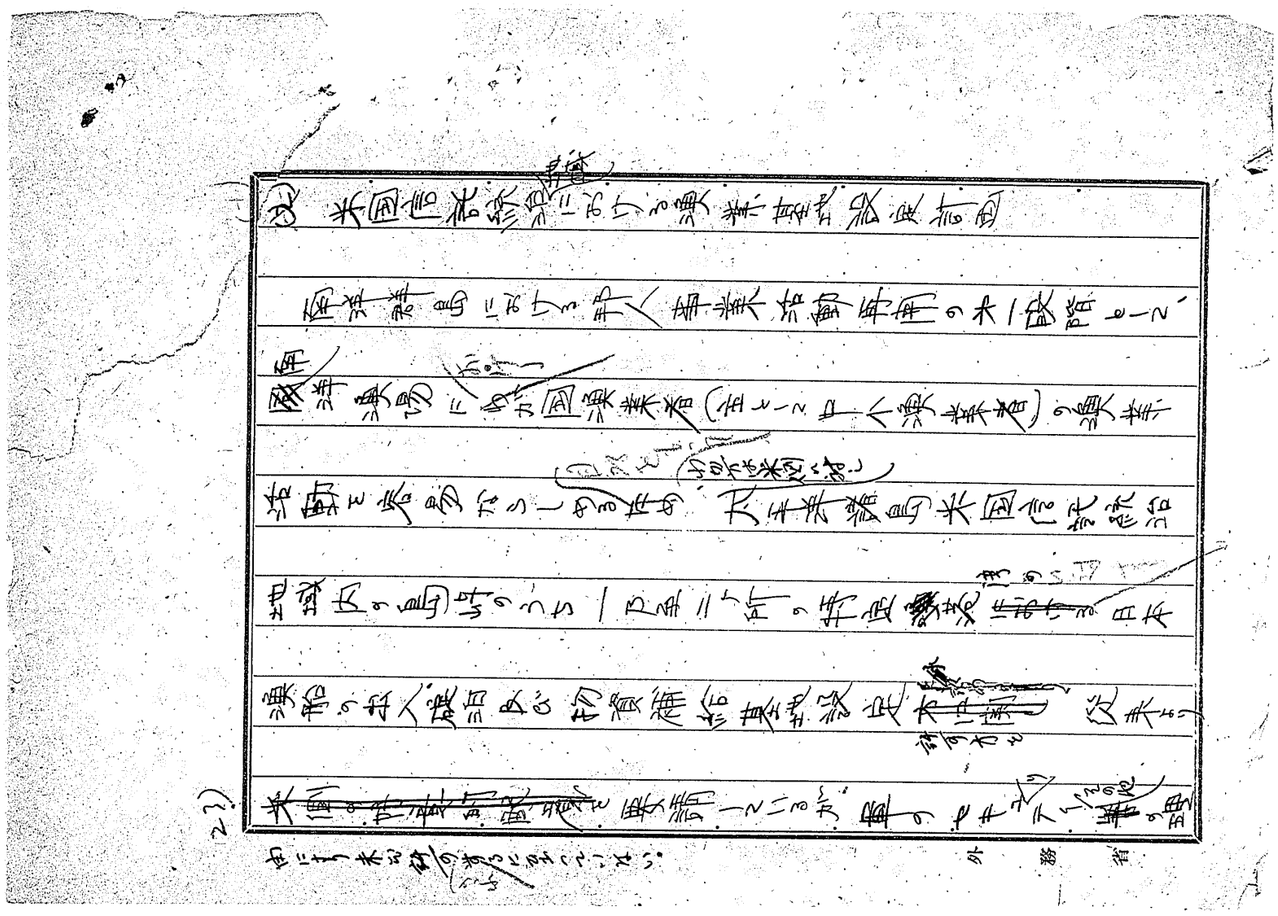

(2) 米国信託統治(地域)における漁業基地設定計画

南洋群島における邦人事業活動再開の第一段階として、

南洋漁場にわが国漁業者(主として中小漁業者)の漁業

活動を容易ならしめるため、太平洋諸島米国信託統治

地域内の島岸のうち一乃至二ヶ所の特定港(湾のいい)における日本

漁船の出入碇泊及び物資補給基地設定(永)方(許す方を)仲関し従来より

米側の特別配慮を要請しているが、軍のセキュリティ(その他)の理

由により未だ許(かれ)のするに至っていない。

外務省